

外国人技能実習制度について

外国人技能実習制度とは

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として平成5年に創設された制度です。開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じた技能の移転による国際貢献を目指しています。

平成29年11月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(以下「技能実習法」または「法」)が施行され、新たな技能実習制度がスタートしました。

技能実習法と基本理念

技能実習法は、技能実習に関し、技能実習計画の認定および監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けること等により、技能実習の適正な実施および技能実習生の保護を図るものです。

技能実習法には、技能実習制度が上記のとおり国際協力という制度の趣旨・目的に反して、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保等として使われることのないよう、基本理念が定められています。

【基本理念】

- ① 技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければならない
- ② 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない

外国人技能実習機構について

技能実習法に基づき平成29年1月に設立された認可法人です。技能実習計画の認定、実習実施者の届出の受理、監理団体の許可申請の受理等を始め、実習実施者や監理団体に対する指導監督(実地検査・報告徴収)や、技能実習生からの申告・相談に応じる等、技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務を行っています。

技能実習の流れ

